

宿泊事業者経営力強化 支援事業費補助金

第3次募集

【申請期限】 令和7年9月30日（火） 17:00（必着）

事業目的

宿泊事業者が行う冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした宿泊サービスの高付加価値化等に向けた取組を支援し収益改善や従業員の安定確保等を図ります。

対象施設

秋田県内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設（新たに営業を行うことが予定されている施設を含む。）が対象となります。
※国または地方公共団体が所有する施設、地方公共団体等の出資比率が25%を超える法人が所有する施設及び風営法第2条第6項第4号の施設は対象外となります。

対象事業者

対象施設において本事業を自らの費用負担で実施する者。

提出書類等

県公式サイト「美の国あきたネット」を参照してください。
（検索窓に「87075」と入力して検索）

事業区分		補助率	上限額	対象経費
高付加価値化枠	冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の拡大等に向けた施設整備や設備の導入 ◆露天風呂客室等高単価客室、インバウンド向け客室の整備、バリアフリー・ペット対応施設への改修 等	1/2以内	750～1500万円	設計費、建築・設備工事費、修繕費、備品購入費、コンサルティング費等であって、事業の目的を達成するために必要と認められる経費。 ※コンサルティング費は高付加価値化枠のみ対象経費とする。
人材確保枠	人材確保に資する施設整備 ◆従業員寮・休憩室の新設・改修 等		600万円	
新規開業枠	宿泊施設新設に係る備品購入 ◆客室、レストラン、ロビー等へ備えつける物品の購入 等		500万円	備品購入費及びその導入に要する経費

※申請にあたっては、「数値目標の設定」と「コンサルタントの導入（高付加価値化枠のみ）」が必須となります。

※予算に限りがあるため、採択の状況により、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

※補助金の交付決定は10月末頃となる予定です。交付決定後に発注・着手し、令和8年2月末までに実績報告書の提出が可能な事業のみが対象となりますので、工期にご注意ください。

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

秋田市山王3丁目1-1
（秋田県庁第二庁舎1階）
電話 018-860-1462

【申請の相談窓口・申請書提出先】
一般社団法人秋田県観光連盟（業務委託先）
秋田市山王3丁目1-1（秋田県庁第二庁舎1階）
電話 018-860-2267